



2026 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 北 日 本 銀 行
代表者名 取締役頭取 石 塚 恭 路
(コード番号 8551 東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 高 橋 宏 典
(TEL 019-653-1111)

「自己株式取得に係る事項の決定」、「自己株式の消却」
および「株式分割」、「株式分割に伴う定款の一部変更」、「配当予想の修正」
ならびに「株主優待制度の変更」に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
および会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

株式会社北日本銀行（取締役頭取 石塚 恭路）は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却すること、および株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更、ならびに株主優待制度の変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行ならびに株主の皆さまへの利益還元を図るため。

なお、本件は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の一環として実施するものであります。

2. 自己株式取得の内容

- | | | |
|-----|------------|---|
| (1) | 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) | 取得する株式の総数 | 190,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.31%） |
| (3) | 株式の取得価額の総額 | 1,000百万円（上限） |
| (4) | 取得期間 | 2026年8月3日～2026年8月31日 |
| (5) | 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の利用を含む市場買付 |

3. 自己株式の消却について

- | | | |
|-----|-------------|--|
| (1) | 消却する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) | 消却する株式の総数 | 100,000株
（消却前の普通株式の発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合1.18%） |
| (3) | 消却後の発行済株式総数 | 8,343,776株 |
| (4) | 消却予定日 | 2026年9月25日 |

(ご参考)

1. 2026年7月31日時点の自己株式の保有状況

- | | | |
|-----|------------------|------------|
| (1) | 発行済株式総数（自己株式を除く） | 8,198,032株 |
| (2) | 自己株式数 | 245,744株 |

4. 株式分割の概要

(1) 分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主や投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

(2) 分割の方法

2026年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に登録された株主の所有する当行普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

なお、今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,343,776株
今回の分割により増加する株式数	16,687,552株
株式分割後の発行済株式総数	25,031,328株
株式分割後の発行可能株式総数	36,000,000株

※株式分割前の発行済み株式総数は、本日公表の「自己株式の消却」実施後の株数にて記載しております。

(4) 分割の日程

基準日公告日（予定）	2026年9月11日
基準日	2026年9月30日
効力発生日	2026年10月1日

5. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2026年10月1日をもって、当行定款の一部を以下のとおり変更いたします。

(2) 変更の内容（下線部は変更箇所）

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>1,200万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>3,600万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2026年7月31日
効力発生日	2026年10月1日

6. 期末配当予想の修正について

今回の株式分割に伴い、2026年5月13日に公表いたしました2027年3月期の期末配当予想額を以下のとおり修正いたします。なお、本修正は分割比率に併せて実施するものであり、実質的な変更はございません。

	年間配当金		
	中 間	期 末	合 計
前回予想 (2026年5月13日公表)	96円	96円	192円
今回修正予想 (株式分割前換算)	96円	32円 (96円)	— (192円)
当期実績	—	—	—
前期実績 (2026年3月期)	84円	100円	184円

※年間の1株当たり配当予想につきましては、株式分割の実施により単純計算が出来ないため表示しておりません。

7. 株主優待制度の変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割により、当行株主優待制度の付与条件を一部変更いたします。

(2) 実施時期等

2027年3月31日時点の株主名簿に登録された株主さまより変更内容を適用いたします。

(3) 株主優待制度の変更内容

今回の株式分割に伴い、付与条件の株式数も分割割合に応じ変更いたします。

なお、100株以上を1年以上継続保有との条件に変更はございません。

※「1年以上保有」とは、毎年3月31日および9月30日現在の株主名簿に同一株主番号で連続して3回以上記載された株主さまといたします。

<現 行>

保有株数		100株～ 499株	500株～ 999株	1,000株～
①	株主優待定期預金 ご優待券	3枚	4枚	5枚
②	地元特産品等	3,000円相当		6,000円相当

※①②のいずれかを選択。

<変更後>

保有株数		<u>300株～</u> <u>1,499株</u>	<u>1,500株～</u> <u>2,999株</u>	<u>3,000株～</u>
①	株主優待定期預金 ご優待券	3枚	4枚	5枚
②	地元特産品等	3,000円相当		6,000円相当

※①②のいずれかを選択。

【ご参考】 株式分割に関するQ & A

Q 1. 株式分割を行う目的は何ですか。

A 1. 株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主や投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

(例) 株式分割前の株価が6,000円で、3分割により分割後の株価が2,000円になった場合

- ・ 株式分割前の最低投資額：6,000円×100株＝600,000円
- ・ 株式分割後の最低投資額：2,000円×100株＝200,000円

Q 2. 保有する株式の資産価値に影響はありますか。

A 2. 株式分割の前後で、当行の資産や資本に変わりはありませんので、本分割の実施に伴って、株主の皆さまの所有株式の資産価値が変わるものではありません。所有株式数は3倍に増加しますが、1株当たりの純資産額は3分の1となります。

Q 3. 受け取る配当金に影響はありますか。

A 3. 株式分割の前後で、配当金受取額は変わりません。所有株式数は3倍に増加しますが、1株当たりの年間配当金は3分の1となります。

(例) 100株保有しており、分割前の1株あたり配当金が年間192円（分割後64円）の場合

- ・ 株式分割前の配当金受取額：100株×192円＝19,200円
- ・ 株式分割後の配当金受取額：300株×64円＝19,200円

Q 4. 株主は何か手続きが必要ですか。

A 4. 特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

Q 5. 株式の売買停止期間はありますか。

A 5. 売買停止期間はございません。

ただし、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は2026年9月28日までとなります。

2026年9月29日からは株式分割後の株価・保有株式数でのお取引となり、当該株式の受け渡しは2026年10月1日の効力発生日以降となります。

【株式分割に関するお問い合わせ先】

株式分割に関してご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以 上